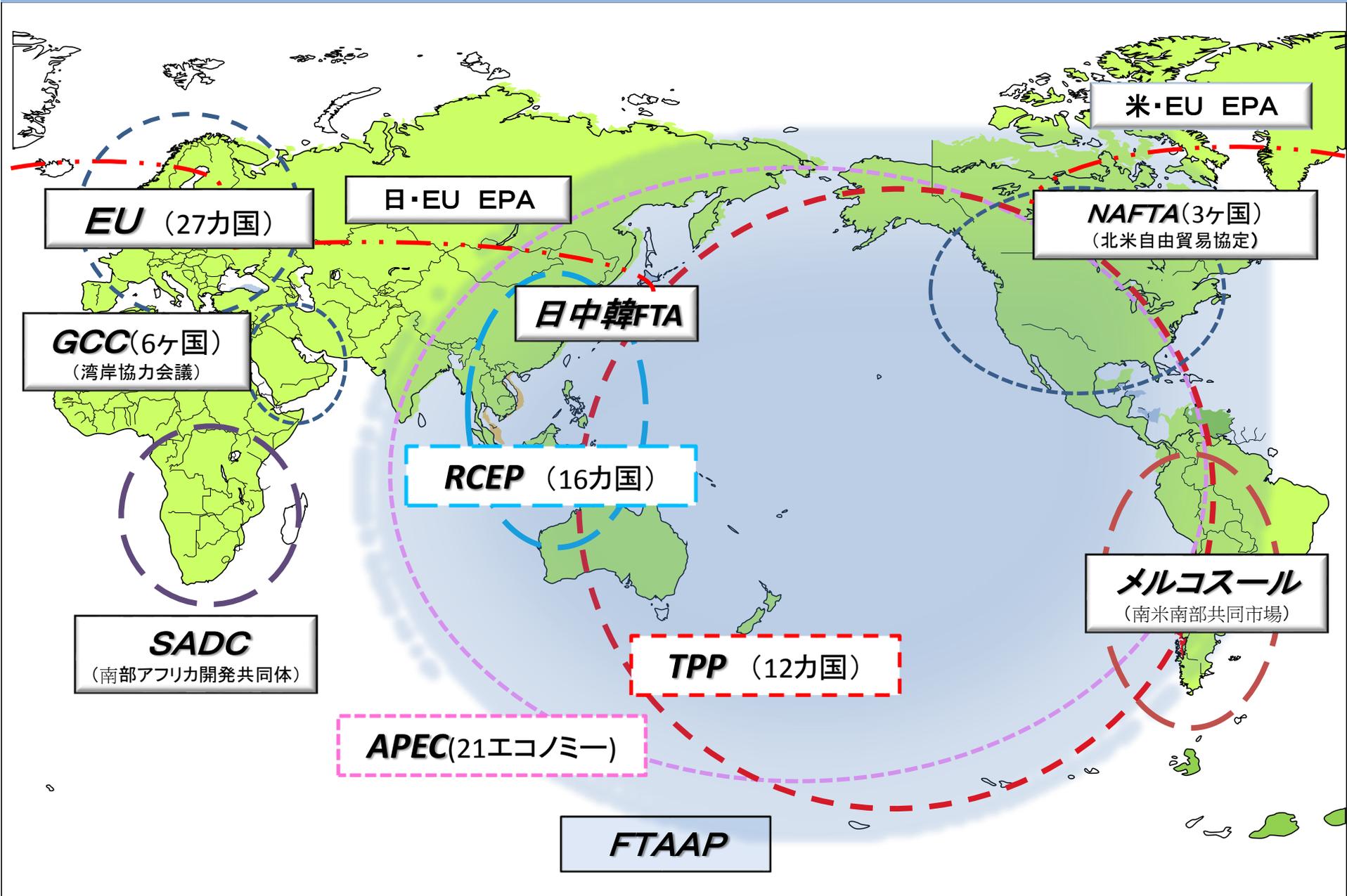


TPP協定交渉について

平成26年3月

内閣官房TPP政府対策本部

世界の主な広域経済連携(イメージ図)

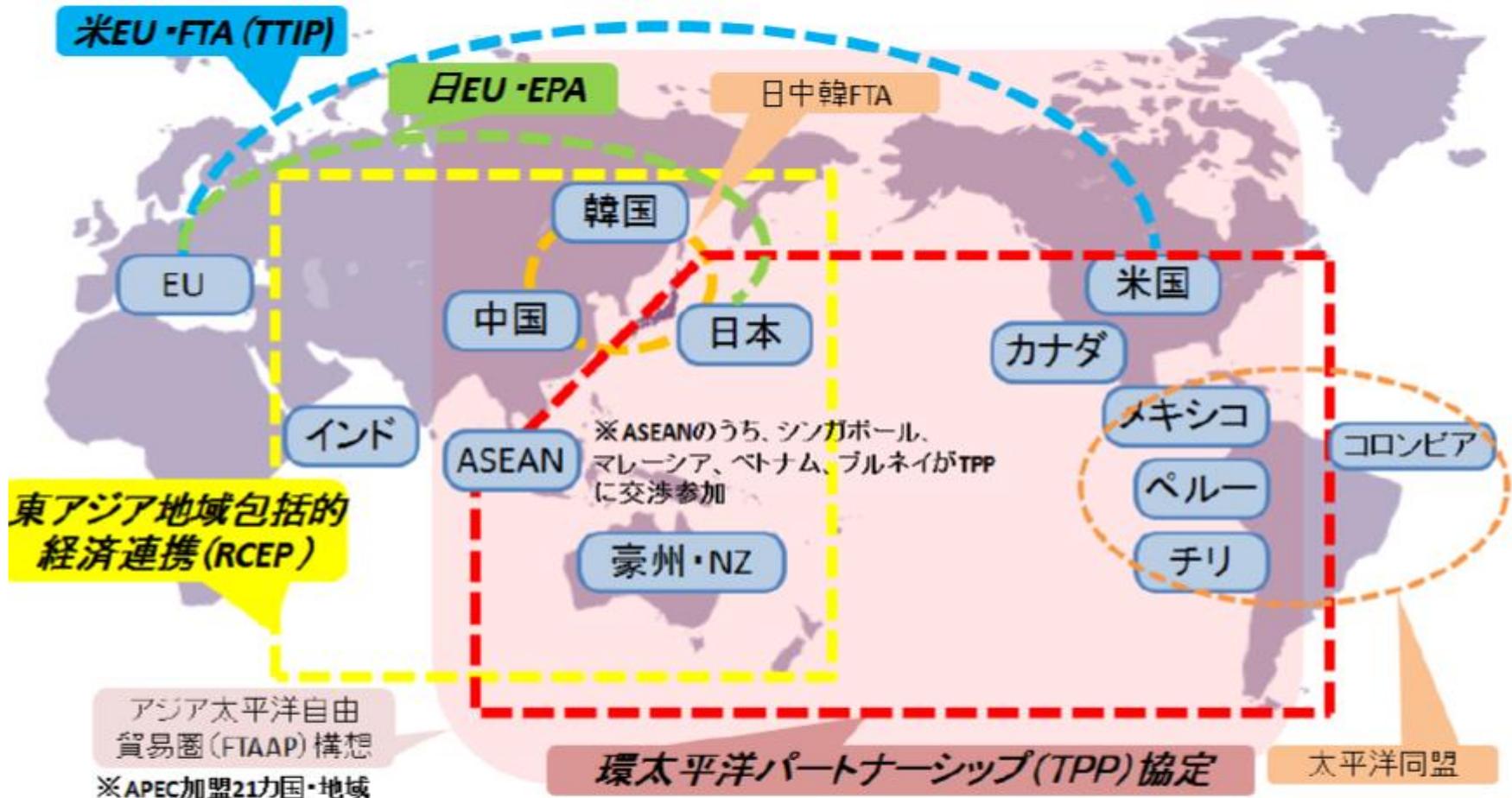


「メガFTA」時代の到来 (JETRO「世界貿易投資報告2013」)

○世界のFTA数は2013年7月1日で252件。2000年以降、2001年を除いて毎年10件以上発効
○WTOの停滞を受けて、TPP, RCEP, 日EU, TTIP(米EU)の4つのメガFTAが始動。

日本のTPP参加がメガ時代の引き金になる。

○TTIPが世界シェア45%。TPP, RCEP, 日EUは各々世界の約3割。日本が参加する3メガFTA合計で、GDPシェア79.4%、FTAカバー率も73.5%となり、FTAにおけるプレゼンスは一気に拡大。



The mega-regional trade negotiations

77% world GDP

RCEP
26%

TPP 38%

TTIP 44%

4000 km (équateur)
2000 mi (equator)

Source:
Prof. Peter A. PETRI
RIETI Handout, Feb17

主要国のFTA・EPAの状況

- 日本のFTA比率が19%であるのに対し、韓国は32%、米国38%、EU29%。
- 日本が主要貿易相手国(米国、EU)とのEPA/FTAの取組が遅れているのに対し、韓国はこれらの国とのEPA/FTAを積極的に推進。

(外務省資料)

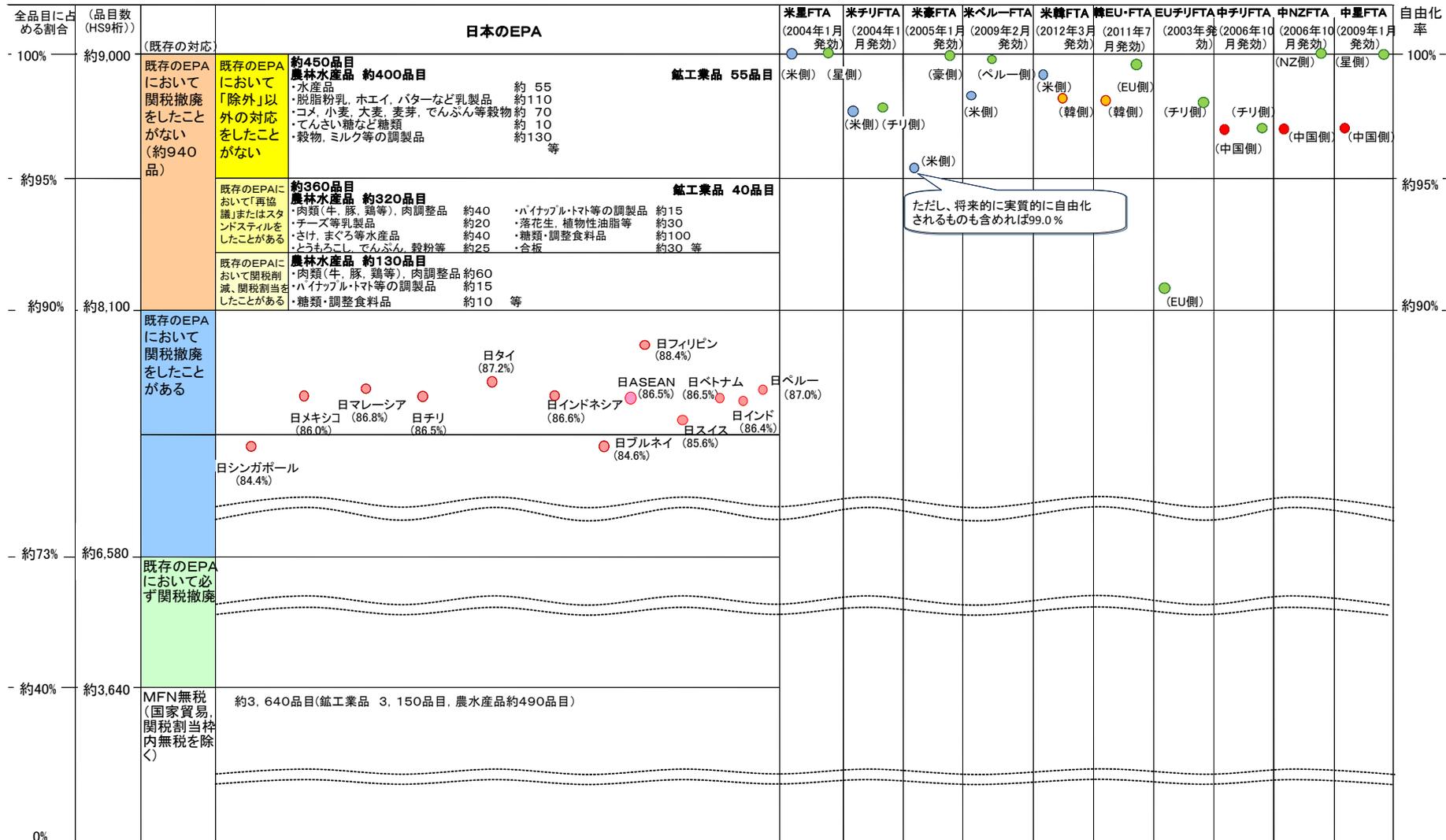
※1 EPA/FTAの数には、関税同盟、欧州経済領域(EEA)を含む。FTA比率については、IMF Direction of Trade Statistics(2013)にデータのないアンドラ、サンマリノ、モナコ、パレスチナ、リヒテンシュタインを除いて算出。※2 日本は日中韓FTA交渉の枠組みでこれらの国と交渉中(日韓EPA交渉は中断中)
 ※3 日本はTPP交渉の枠組みでこれらの国と交渉中(豪州、カナダとは2国間EPA交渉を、豪州、NZとはRCEP交渉の枠組みでの交渉も実施中) ※4 米国はTPP交渉の枠組でこれらの国と交渉中。

EPA/FTA取組状況: △交渉中又は交渉入りを宣言、○署名済み、◎発効済み FTA比率: FTA相手国(発効国及び署名済国)との貿易額が貿易総額に占める割合

	EPA/FTAの数 (発効・署名済)	FTA 比率	日本	韓国	中国	米国	EU	ASEAN		インド	豪	カナダ	メキシコ	スイス	GCC (湾岸 協力 理事会)	トルコ
								ASEAN各国 との 二国間EPA /FTA								
日本	13	19%		△ ※2	△ ※2	△ ※3	△	◎	7カ国 と発効済 み	◎	△ ※3	△ ※3	◎ ※3	◎	△ (延期)	△
韓国	10	32%	△		△ ※2	◎	◎	◎	1カ国 と発効済み、 2カ国と交 渉中	◎	△ (実質 合意)	△	△	◎ EFTA	△	◎
中国	12	19%	△	△				◎	1カ国 と発効済 み		△			○	△	
米国	14	38%	△ ※4	◎			△		1カ国 と発効済 み、3カ国 と交渉中 ※4		◎ ※4	◎ NAFTA ※4	◎ NAFTA ※4		◎ バーレーン、 オマーン	
EU ※1	53	29% (域内含むと74%)	△	◎		△		△ (中断中)	1カ国と大 筋合意、3 カ国 と交渉中	△		△ (実質 合意)	◎	◎	△	◎

日本のEPAと米・EU等のFTAの自由化率比較

- 米国・韓国等のFTAの自由化率は、我が国に比べ高い。
- 特に米国については、96%以上、100%近い自由化率を実現。



(注) 本表は、品目ベースの自由化率(10年以内に関税撤廃を行う品目が全品目に占める割合)を示したものの、
 但し、我が国のEPAについて、貿易額ベースの自由化率(10年以内に関税撤廃を行う品目が輸入額に占める割合)を見ると概ね90%以上を達成。
 日ブルネイ及び日スイスとのEPAでは99%以上、日シンガポール、日マレーシア、日ベトナムとのEPAでは約95%。

広域経済連携(メガFTA)の意義

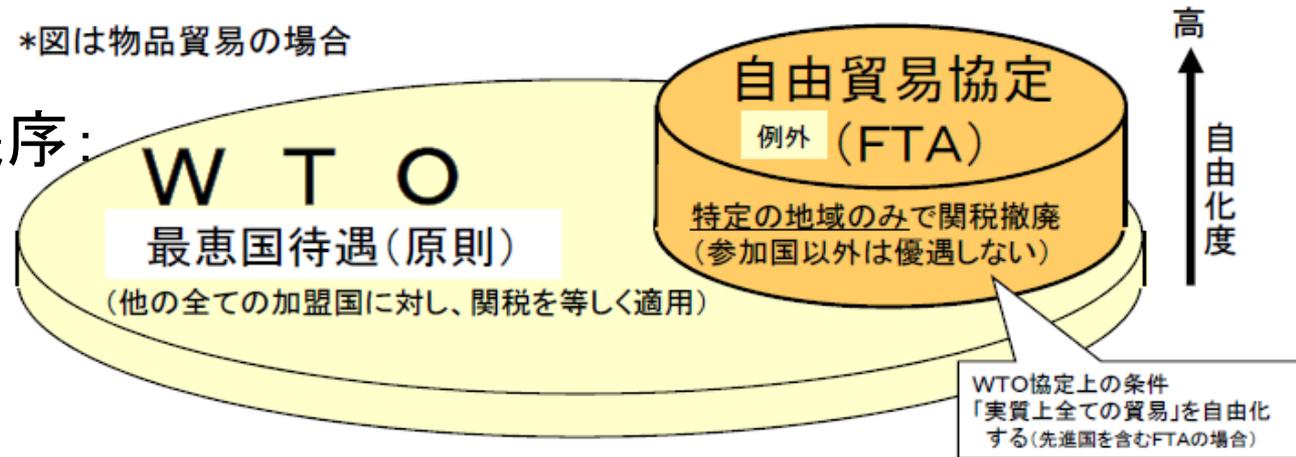
*図は物品貿易の場合

○新たな国際通商秩序:

(例えば...)

WTO=法令

FTA=契約

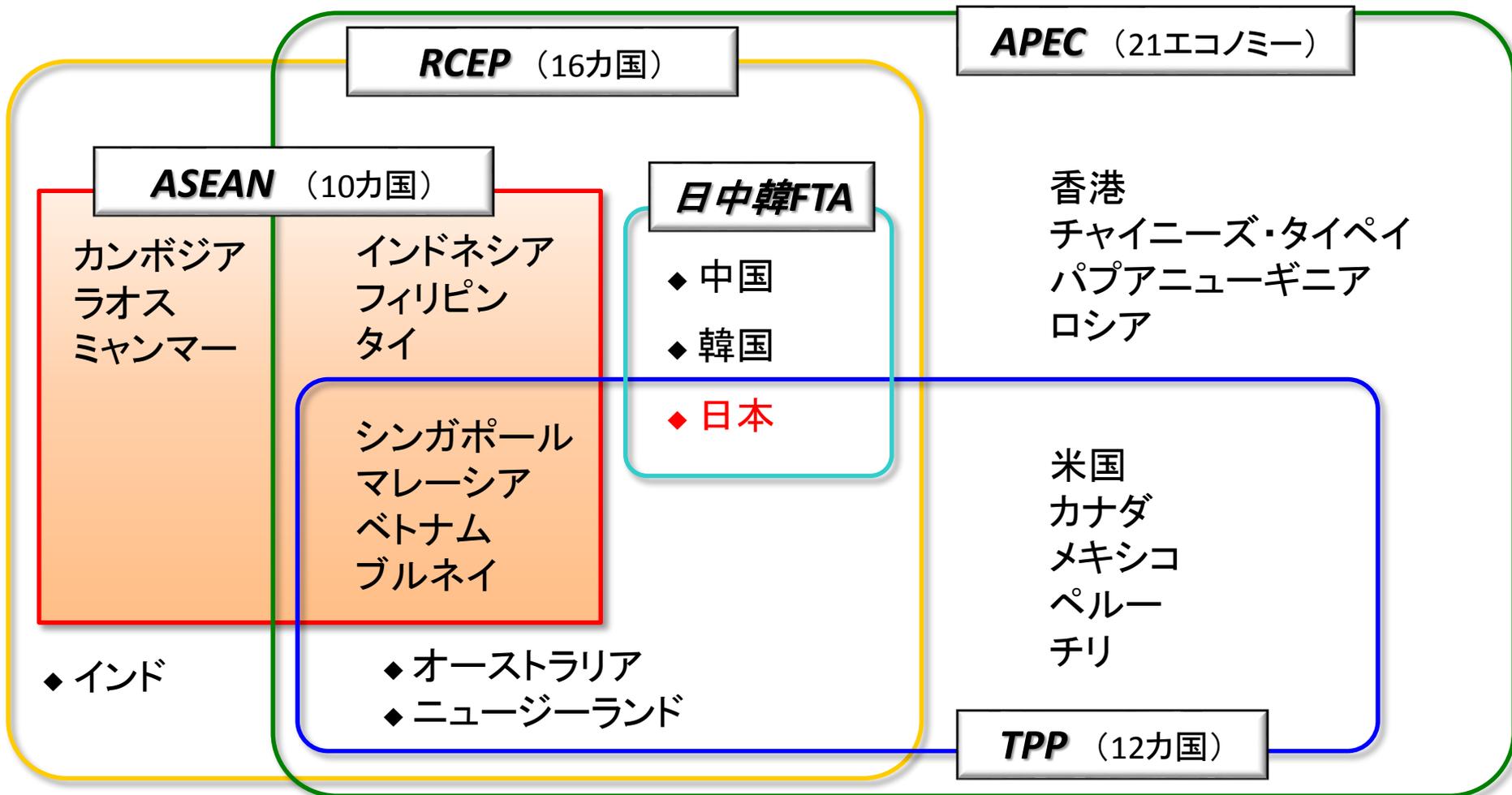


○広域経済連携(=まちづくり協定のように多様なルール)通商協定を超えた包括的ルールの確立

○二国間FTAと違い、締約国の数と多様性(資源国から生産国、消費国まで)からグローバル・サプライ(バリュー)チェーンに与える影響大。(原産地規則等)

○特に、基幹部品生産国、サービス供給国である我が国にとってメリット大。

アジア太平洋地域における広域経済連携の進捗



※ ◆ 印の国は、日・ASEAN、中・ASEAN などいわゆるASEAN+1のEPA/FTAを締結している。

※ RCEP: 東アジア地域包括的経済連携 (Regional Comprehensive Economic Partnership)

ASEAN: 東南アジア諸国連合 (Association of Southeast Asian Nations)

APEC: アジア太平洋経済協力 (Asia Pacific Economic Cooperation)

TPP: 環太平洋パートナーシップ (Trans-Pacific Partnership)

FTA: 自由貿易協定 (Free Trade Agreement)

「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」(昨年6月閣議決定)

(世界に飛び出し、そして世界を惹きつける)

②経済連携等を進め新興国等の成長を最大限取り込む

<成果目標>

◆2018年までに、貿易のFTA比率70%(現状19%)を目指す

◆2020年までに中堅・中小企業等の輸出額の2010年比2倍を目指す

(i) TPP、RCEP、日中韓FTA、日EU・EPA等の連携交渉を推進し、世界の主要な国々との経済連携を深めるとともに、投資協定の締結促進や、租税条約ネットワーク拡充のための取組を加速する。

1. 戦略的な通商関係の構築と経済連携の推進

グローバルな経済活動のベースとなる経済連携を推進し、貿易のFTA比率を現在の19%から、2018年までに70%に高める。このため、特に、TPP(環太平洋パートナーシップ)協定交渉に積極的に取り組むことにより、アジア太平洋地域の新たなルールを作り上げていくとともに、RCEP(東アジア地域包括的経済連携)や日中韓FTAといった広域経済連携と併せ、その先にあるより大きな構想であるFTAAP(アジア太平洋自由貿易圏)のルールづくりのたたき台としていく。また、上記の取組に加え日EU・EPA等に同時並行で取り組むこととし、各経済連携が相互に刺激し合い、活性化することにより、世界全体の貿易・投資のルールづくりが前進するよう、重要なプレイヤーとして貢献していく。

これまでのTPP関連の動き

2006年 シンガポール、NZ、チリ、ブルネイから成るP4協定が発効。

2009年 米国、TPP協定交渉への参加を議会通知。

2010年 (交渉会合を4回開催)

3月 第1回会合でP4協定加盟の4カ国に加え、米、豪、ペルー、ベトナムの8カ国で交渉開始。

10月 菅総理(当時)所信表明演説「環太平洋パートナーシップ協定交渉等への参加を検討し、アジア太平洋自由貿易圏の構築を目指します。」
第3回会合でマレーシアが交渉参加。計9カ国に。

11月 APEC首脳会議(於:横浜):菅総理(当時)記者会見、「関係国との協議を開始するその姿勢を明確にしたところ」

2011年 (交渉会合を6回開催)

11月 APEC首脳会議(於:ホノルル):野田総理(当時)、交渉参加に向けた関係各国との協議を開始する旨表明。
・メキシコ、カナダ、交渉参加に向けた協議開始の意向表明。

2012年 (交渉会合を5回開催)

1-2月 交渉参加9カ国と協議⇒米、豪、NZを除く6カ国は我が国の交渉参加を支持。

4月 日米首脳会談で、オバマ大統領から、自動車、保険、牛肉について関心の表明あり。

6月 交渉参加9カ国、メキシコ、カナダの交渉参加支持表明。

⇒10月、両国の交渉参加に関する9カ国の国内手続きが終了。計11カ国に。(※実際の交渉会合への参加は11月)

11月 オバマ大統領再選後、ASEAN関連首脳会議の際の日米首脳会談で、協議の加速化で一致。

2013年 東アジアサミットの折のTPP首脳会議で、参加7か国の首脳は2013年中の交渉妥結を目指すことに合意。

2月 日米首脳会談で、日米の共同声明を発出。

3月 第16回会合(於:シンガポール)、安倍総理「交渉参加」表明。

4月 日米協議合意、交渉参加11カ国が日本の交渉参加支持表明。

5月 第17回会合(於:ペルー)

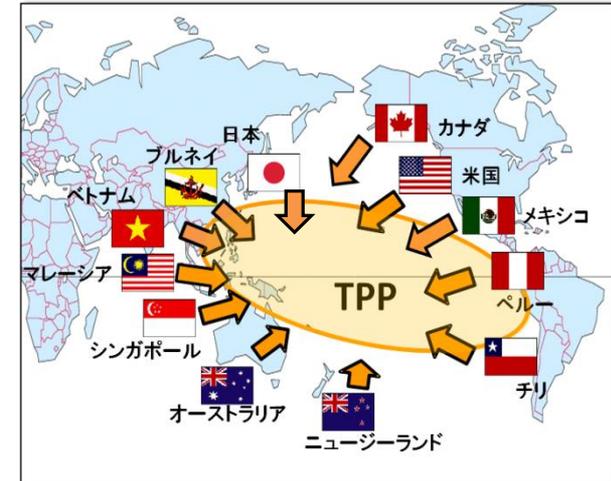
7月 第18回会合(於:マレーシア)、7月23日、交渉参加11カ国の国内手続きが終了、日本が正式に交渉参加。

8月 TPP閣僚会合、第19回会合(於:ブルネイ)

10月 TPP首脳会合、閣僚会合(於:バリ)

12月 TPP閣僚会合(シンガポール)

2014年2月 TPP閣僚会合(シンガポール)



TPPの意義

○世界のGDPの約40%、全貿易額の3分の1

○2013年4月21日甘利大臣声明

TPP交渉への参加は、アジア太平洋地域の成長を日本に取り込むことにつながるものであり、我が国の成長戦略の柱である。我が国が他のTPP参加国とつくっていく新たな経済秩序は、単にTPPの中だけのルールにとどまらず、東アジア地域包括的経済連携(RCEP)など他の地域経済連携と併せ、より大きな構想であるアジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)において、アジア太平洋地域の新たな貿易・経済活動のルールの礎となる。

そして、自由、民主主義、基本的人権、法の支配といった普遍的価値観を共有する国々と共に、アジア太平洋地域における新たなルールをつくりあげていくことは、日本の国益となるだけでなく、必ずや世界に繁栄をもたらすものと期待している。

世界第三位の経済大国である日本が一旦交渉に参加すれば、必ず重要なプレイヤーとして、新たなルールづくりを主導していくことができると確信している。

○包括的(Comprehensive)

物品だけではなく、投資・サービス・政府調達なども含めた市場アクセス。ルール分野も含め幅広い。

○WTOプラス

High Standard、野心的

○WTOの枠組みを超える

従来の通商協定でカバーされていない政策分野
(環境、労働、国有企業等)

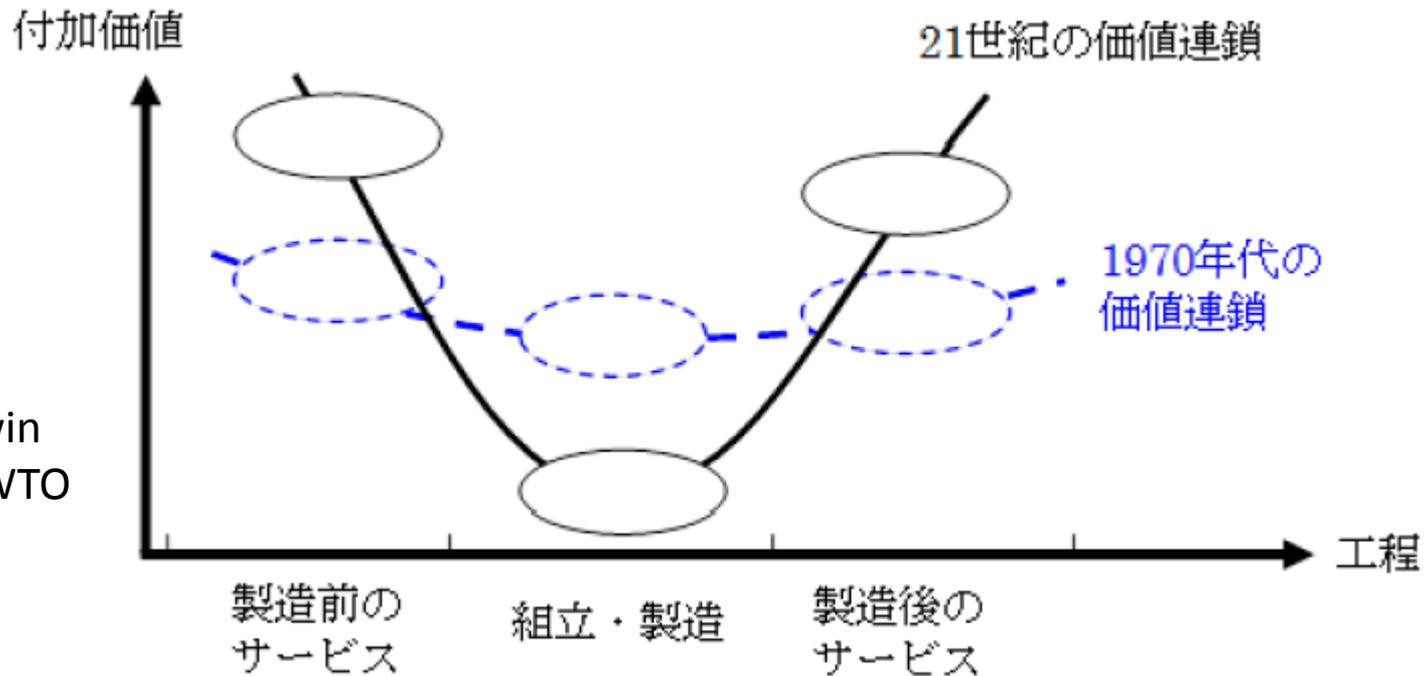
グローバル・バリューチェーン(GVC)

○「第1のアンバンドリング」: 産業単位の国際分業
(リカードウ・モデル)

○「第2のアンバンドリング」: 商品開発、生産工程、販売
等のすべてがクロスボーダー

→On the borderから Behind the border へ施策重点がシフト

○Baldwinの「スマイルカーブ」(価値連鎖)



Source:
R. Baldwin
JETRO/WTO
2013.7

○市場アクセスの拡大

○貿易・投資ルールの明確化

→海外事業展開における不確実性の除去

○知的財産、金融、環境、労働に関するルールの明確化

→海外の事業パートナーとの信頼構築、リスク低減

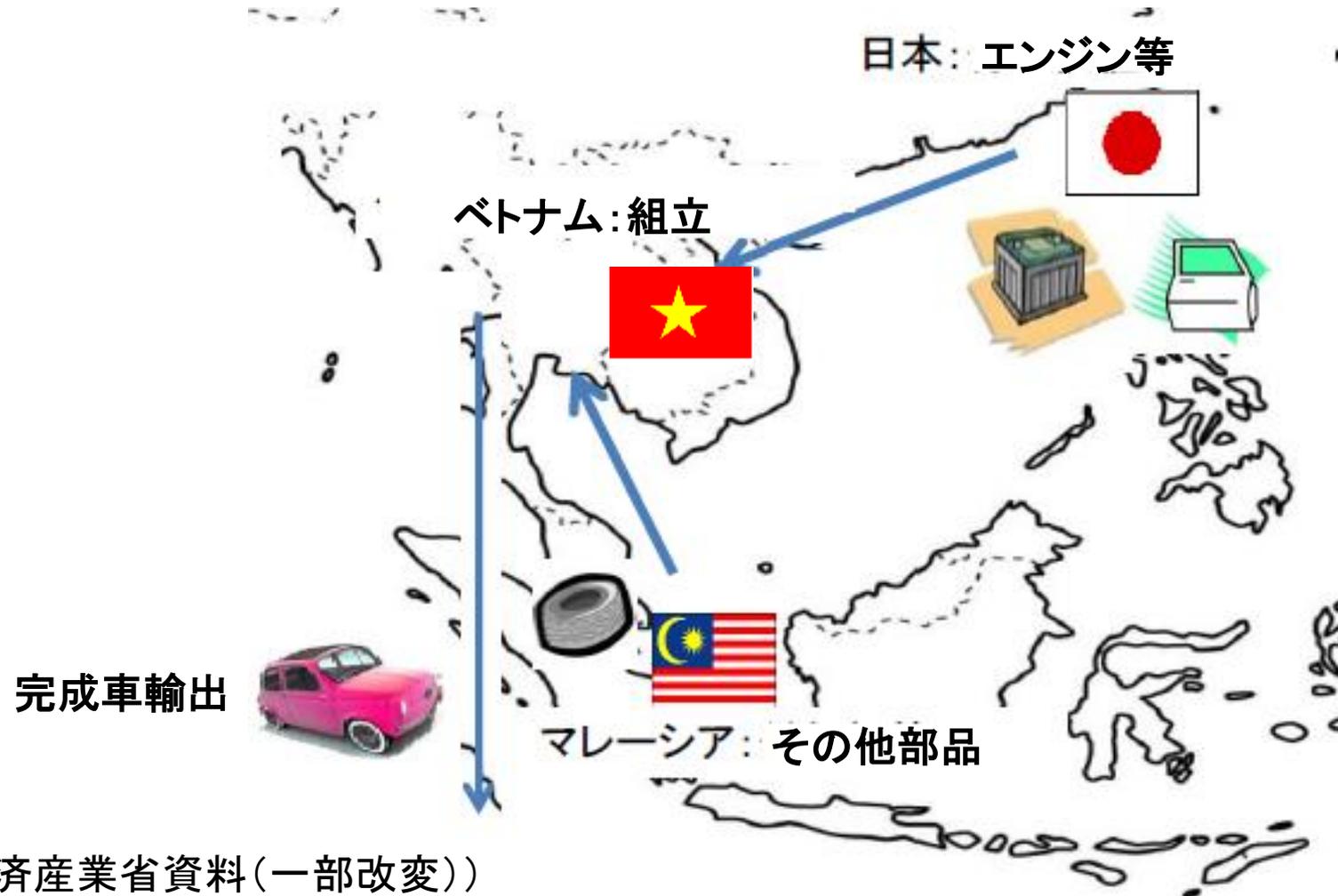
○金融・情報(コンサルティング等)・流通関係企業等の

活動円滑化 →海外事業展開を支援

製造業:「メード・イン・TPP」

○「原産地規則」の「累積」概念

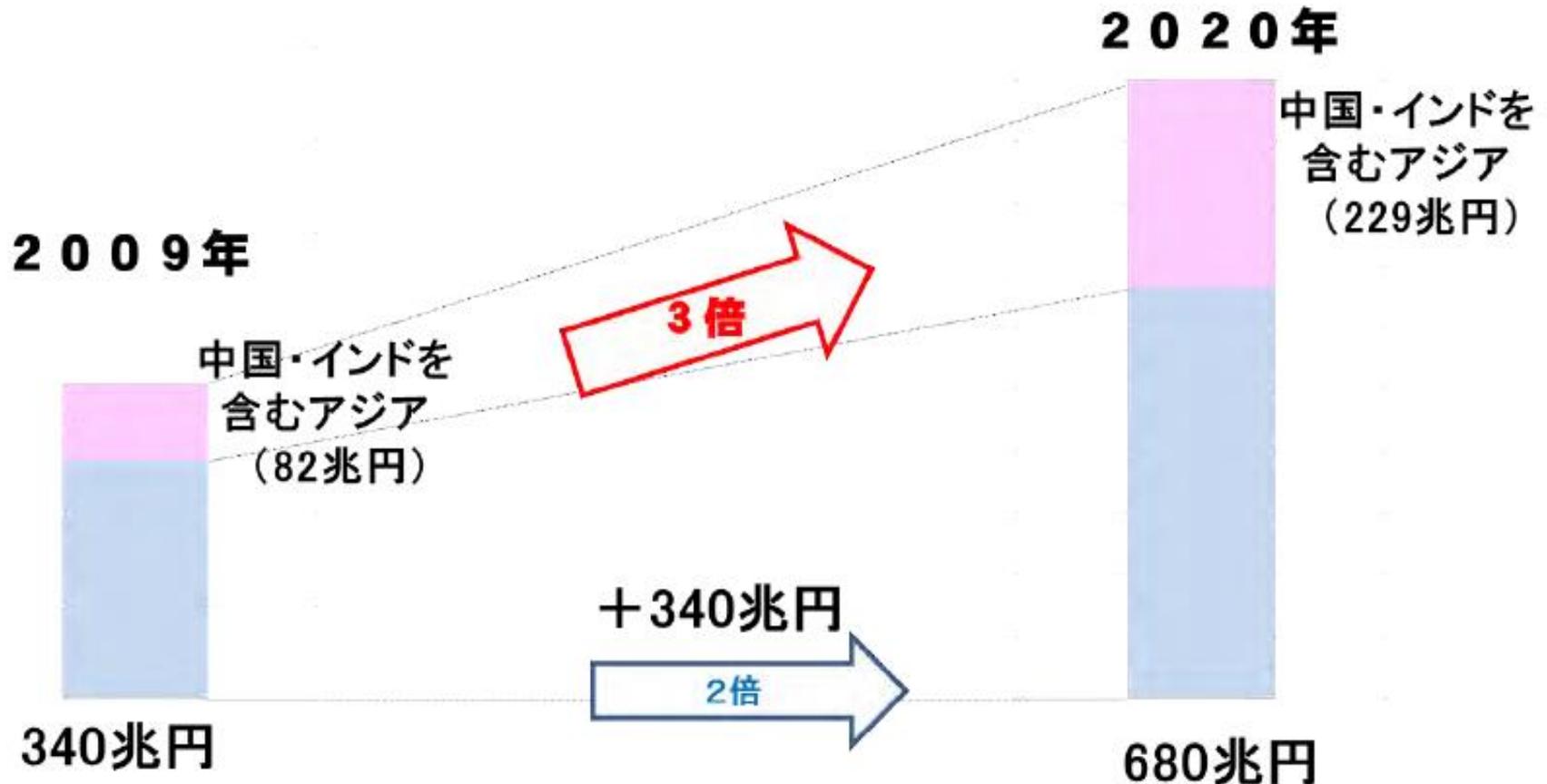
○部品メーカーの空洞化防止、市場拡大



GVCの展開促進による「バリュー」の増進：win-winの連携

世界の食の市場規模（加工+外食）

- 現在340兆円の世界の食の市場規模は、2020年には680兆円に倍増。
- 特に、中国・インドを含むアジア全体で考えると、市場規模は、2009年の82兆円に比べ、229兆円へと約3倍増。



- 成長センターであるアジア・太平洋に、一つの経済圏を創る。TPPは、大きなチャンスであり、正に国家百年の計です。
- 企業活動の国境をなくす。関税だけでなく、知的財産、投資、政府調達など野心的なテーマについて、厳しい交渉を続けています。
- 同盟国でもあり経済大国でもある米国と共に、交渉をリードし、「攻めるべきは攻め、守るべきは守る」との原則の下、国益にかなう最善の判断をしてまいります。

- TPP交渉も最終局面にあります。あとは、政治の意志の問題です。
- TPPこそ国家百年の計だと、私は繰り返し申し上げてきました。国益を最大化する形で、早期の妥結を目指す決意であります。

TPP交渉で扱われる分野

TPPの基本的考え方

(出典: 昨年9月に発出された「TPP貿易関係による首脳への報告書」等)

1. 高い水準の自由化が目標

アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)に向けた道筋の中で実際に交渉が開始されており、アジア太平洋地域における高い水準の自由化が目標。

2. 非関税分野や新しい分野を含む包括的な協定

FTAの基本的な構成要素である物品市場アクセス(物品の関税の撤廃・削減)やサービス貿易のみではなく、非関税分野(投資、競争、知的財産、政府調達等)のルール作りのほか、新しい分野(環境、労働、「分野横断的事項」等)を含む包括的協定として交渉されている。

<p>(1) 物品市場アクセス (作業部会としては、農業、繊維・衣料品、工業)</p> <p>物品の貿易に関して、関税の撤廃や削減の方法等を定めるとともに、内国民待遇など物品の貿易を行う上での基本的なルールを定める。</p>		<p>(2) 原産地規則</p> <p>関税の減免の対象となる「締約国の原産品(＝締約国で生産された産品)」として認められる基準や証明制度等について定める。</p>		<p>(3) 貿易円滑化</p> <p>貿易規則の透明性の向上や貿易手続きの簡素化等について定める。</p>		<p>(4) SPS(衛生植物検疫)</p> <p>食品の安全を確保したり、動物や植物が病気にかからないようにするための措置の実施に関するルールについて定める。</p>		<p>(5) TBT(貿易の技術的障害)</p> <p>安全や環境保全等の目的から製品の特質やその生産工程等について「規格」が定められることがあるところ、これが貿易の不必要な障害とならないように、ルールを定める。</p>		
<p>(6) 貿易救済(セーフガード等)</p> <p>ある製品の輸入が急増し、国内産業に被害が生じたり、そのおそれがある場合、国内産業保護のために当該製品に対して、一時的にとることのできる緊急措置(セーフガード措置)について定める。</p>		<p>(7) 政府調達</p> <p>中央政府や地方政府等による物品・サービスの調達に関して、内国民待遇の原則や入札の手続等のルールについて定める。</p>		<p>(8) 知的財産</p> <p>知的財産の十分で効果的な保護、模倣品や海賊版に対する取締り等について定める。</p>		<p>(9) 競争政策</p> <p>貿易・投資の自由化で得られる利益が、カルテル等により害されるのを防ぐため、競争法・政策の強化・改善、政府間の協力等について定める。</p>		<p>サービス</p> <p>(10) 越境サービス</p> <p>国境を越えるサービスの提供(サービス貿易)に対する無差別待遇や数量規制等の貿易制限的な措置に関するルールを定めるとともに、市場アクセスを改善する。</p>		
<p>サービス</p>			<p>(14) 電子商取引</p> <p>電子商取引のための環境・ルールを整備する上で必要となる原則等について定める。</p>		<p>(15) 投資</p> <p>内外投資家の無差別原則(内国民待遇、最恵国待遇)、投資に関する紛争解決手続等について定める。</p>		<p>(16) 環境</p> <p>貿易や投資の促進のために環境基準を緩和しないこと等を定める。</p>			
<p>(11) 一時的入国</p> <p>貿易・投資等のビジネスに従事する自然人の入国及び一時的な滞在の要件や手続等に関するルールを定める。</p>	<p>(12) 金融サービス</p> <p>金融分野の国境を越えるサービスの提供について、金融サービス分野に特有の定義やルールを定める。</p>	<p>(13) 電気通信</p> <p>電気通信の分野について、通信インフラを有する主要なサービス提供者の義務等に関するルールを定める。</p>	<p>(17) 労働</p> <p>貿易や投資の促進のために労働基準を緩和すべきでないこと等について定める。</p>		<p>(18) 制度的事項</p> <p>協定の運用等について当事国間で協議等を行う「合同委員会」の設置やその権限等について定める。</p>		<p>(19) 紛争解決</p> <p>協定の解釈の不一致等による締約国間の紛争を解決する際の手続きについて定める。</p>		<p>(20) 協力</p> <p>協定の合意事項を履行するための国内体制が不十分な国に、技術支援や人材育成を行うこと等について定める。</p>	
			<p>(21) 分野横断的事項</p> <p>複数の分野にまたがる規制や規則が、通商上の障害にならないよう、規定を設ける。</p>			<p>20</p>				

<政府調達(GP)>

政府調達は、既存のWTOの政府調達協定(GPA)に入っている日本、アメリカ、カナダ、シンガポールの4か国以外の国に政府調達市場を開放することを求めるという構図になっており、我が国がTPP参加によって大きなメリットを受ける分野の1つとなっている。我が国はこの分野では開放が進んでいる国であり、攻めの分野となっている。

<原産地規則(ROO)>

原産地＝物品の「国籍」を決定するためのルールである。現在は、複数の国にまたがって生産が行われる物品が数多く存在することから、関税政策等の適用・不適用が物品の原産地に依存するケースが多いので、ルールを決める必要がある。現状では、各国や、地域貿易協定でそれぞれ定めることとしているので、TPPにおいても、TPPの原産地規則というものを明確にしなければならない。部品調達や生産ネットワークのグローバルサプライチェーンが進展する中で、各国の原産地規則がバラバラであると、それ自体自由貿易の流れを阻害しかねない。たとえば同一物品の原産地が仕向け国によって異なるといった不合理な事態が発生し、貿易活動の予見可能性を低下させる。したがって、TPPのような比較的多くの国が参加する地域協定でこのルールを共通化することの意味は非常に大きい。原産地規則の共通ルール化により、TPP参加国間で生産、サプライチェーンを促進し、大企業だけではなく中小企業もより活動しやすくなる。

<SPS>

SPS は、国民の食の安全や健康に関わる分野で、国民の関心も高い。Sanitary and Phytosanitary Measures (衛生と植物防疫のための措置) というもので、WTO 協定の附属書の1つとしてSPS 協定というものが既にあり、大枠としてはそれを踏まえた議論がなされている。検疫だけでなく、最終製品の規格、生産方法、リスク評価方法など、食品安全や、動植物の健康に関する措置 (SPS 措置) を対象としているもの。「科学的な原則に基づいた措置」ということで、食の安全に関する我が国の制度を変えろと攻められるのではないかという、心配されているような議論はされていない。

<投資>

テキストについては、各国どうして結ばれている投資協定にあるような一般的な事項はほぼ収束をしており、主としてISDS などについての議論が残っている。ISDS は、投資家による予見可能性を確保することで投資を促進すること、協定内容の履行を担保すること等の観点から、これまで各国が締結した多くの投資関連協定においてこの条項が盛り込まれている。まだ各国の意見が分かれているものもあり、特にISDS の適用対象などで調整が続けられている。

<環境(Environment)>

貿易や投資の促進と環境保全を両立させようという、21世紀型の分野。国有企業、知的財産と並んでもっとも難航している分野の1つとされている。そもそも環境については、WTOの世界とは別に様々な国際条約が存在し、それも伝統的な自然環境に関するものから、近年の新しい分野である生物多様性など、まさに多様な条約があり、それらとの関係の整理などの論点が残っている。

<NCM(Non-Conforming Measures)>

投資、サービスについて、一定の規制を留保するもの、つまり自由化しないものをネガティブリスト方式で書きだして、国ごとの留保表について交渉している。基本は、留保表からこの項目を落とせという交渉をする。我が国からも大量のリクエストを出している。

○物品のみならず、投資、サービス、政府調達について、より各国の市場にアクセスしやすくする。ルールについて海外に進出している日本企業からこういった分野で透明性を図ってほしい、対応がやりやすくするための交渉をしてほしいという要望が上がっている。TPPは、モノのアクセスだけではなく資本や色々な商業活動のアクセスをしやすくする、そして透明性を高めることに資する、直接、間接の経済効果がある。もちろんそれは、日本の成長戦略にも大きく関わってくる。

○知的財産、国有企業等について、例えば、知的財産では課題が100を超えていたのが、残されているのが一桁、またはその前後になった。残された課題がどんどん小さくなっているということ。国有企業の案件についても色々な整理がなされた。

- 今回の閣僚会合では、各分野に残された課題の解決を目指し、SPS、投資、金融サービス、法的・制度的事項、国有企業、電子商取引、市場アクセス(物品、繊維、サービス・投資、金融サービス、政府調達、一時的入国)、原産地規則、貿易円滑化、知的財産、環境、労働について全体会合で議論を行った。
- また、全体会合に加え、マレーシア、ベトナム、オーストラリア、ブルネイ、シンガポール、米国、カナダ、ペルー、ニュージーランド、メキシコとのバイ会談も行い、二国間の懸案事項について協議を行った。
- ルール分野については、これまで難しい課題が残されていた分野を含め、多くの分野で大きな進展があった。また、交渉官に対し、課題の解決へ向けた具体的指示が出された。
- 市場アクセスについては、各国が二国間交渉を通じ、物品だけでなく、サービス、投資、政府調達、一時的入国など市場アクセス全般にわたって精力的に交渉を進めた。我が国も、すべての国と二国間交渉を行い、実質的な協議を進めた。

- 農産品のいわゆる「重要5品目」については、一連の二国間交渉や全体会合の場で、我が国には衆参農水委員会の決議があり、センシティブティがあることを粘り強く説明し、各国の理解を求めた。
- また、TPPは、モノの関税撤廃だけではなく、サービス、投資、政府調達、一時的入国といった市場アクセス全般、更にはルール分野も含めた幅広い交渉であり、交渉分野全体で、包括的でバランスのとれた合意を目指すべきだという我が国の考え方を繰り返し強調した。
- 日米間では、甘利大臣とフロマン代表が二度にわたり会談を行い、その間、事務レベルでも折衝を続けた。双方の立場にはまだ隔たりがあるが、閣僚同士の会談を通じて議論が深まった。日米間の懸案の解決へ向け、事務レベルで引き続き折衝を続ける。
- 今次会合を通じ、各国が抱える政治的困難に配慮しながら、アジア太平洋地域に21世紀型の新たな経済連携協定を共に作るという共通の機運と信頼関係が醸成された。交渉は最終局面を迎えており、我が国としては、早期妥結に向け、引き続き関係国とともに最大限努力していく。